

表 ④ 土地および建物・停車場建造物・線路建造物の各数量表 ⑤ 軌条重量別軌道延長およびまくら木敷設数表 ⑥ 電力線路設備・信号保安設備・通信設備・変電所設備の各一覧 ⑦ 車両現在表 ⑧ 運転成績表 ⑨ 貸借対照表および営業収支表 ⑩ 職員表 ⑪ 運転事故件数および運転死傷人員表 ⑫ 運転用消耗品成績表があり、共通でない項目としては、地方鉄道の部に ① 列車キロおよび車両キロ表 ② 人キロ・トンキロおよび同割合表があり、軌道の部には営業キロおよび車両キロ表がある。すなわち軌道については列車キロおよび人キロ・トンキロの統計がとられていない。地方鉄道の営業キロは「人トンキロおよび同割合表」の中で示されている。以上のほか、年間の運輸と経理とに関する概況説明、若干の項目の図表(累年比)が付されている。この年報の数値を利用する場合、ここにこれを国鉄の諸統計数値と比較する場合に注意すべきことは、統計の項目の内容が地方鉄道・軌道と国鉄との間において相違するものがあることであって、このため、あらかじめ両者の内容を十分検討することが必要である。→鉄道統計。(梶原 清)

ちほうてつどうきどうのあいず 地方鉄道・軌道の合図 地方鉄道・軌道の合図は、それぞれ鉄道信号、軌道信号の一種であって、形・色・音等により鉄道係員または軌道係員相互間で、その相手者に対して合図者の意思を表示するものである。地方鉄道の合図の種類は、地方鉄道運転規則(昭25・12・29運輸省令第99号)によって定められており、出発合図・気笛合図・車両の入換合図・その他の合図等がある。これらの合図を使用する場合ならびに表示方式を示すと

1 出発合図ならびにその方式

駅に停止している列車を出発させるときは、これに対して出発合図を行うように定めてあり、列車が運転の途中で停止してふたたび運転を開始するときは、必要に応じて出発合図を行わなければならない、と定めてある。この表示方式は、昼間は片腕を高くあげ、夜間は緑色灯を高くあげて円形に動かすことになっている。

出発合図を行うときは、必要に応じて同時に、手笛を吹鳴することもできる。なお夜間の表示方式によらなければならない場合であっても、昼間の表示が識別できるときは、昼間の方式によって表示することができる。また出発合図のかわりに特別の合図装置を使用するときは、その方式を定めておかなければならないことになっている。

2 気笛合図ならびにその方式

列車が運転を開始するとき(ただし自動戸じめ装置があるものを除く)、列車から危険を警告するとき、列車に非常事故が生じた場合等は、気笛合図を行わなければならない。その表示方式は、

運転を始めるとき、その他注意を促すとき 適度気笛一声
列車の接近を知らせるとき 長緩気笛一声
危険を警告するとき 短急気笛数声

と定めてある。もしこれ以外の気笛合図を必要とするときは、事業者はその方式を定めて用いることができる。

3 車両の入換合図ならびにその方式

車両の入換をするときに行う入換合図は、緑色旗および赤色旗または緑色灯および赤色灯を用い、つぎの方式によらなければならない。

この方式によることができないときは、音を用いて入換合図をすることができるが、この場合にあっては、事業者は合図方式を定めて用いなければならない。

合図の種類	昼 間	夜 間
合図者の方へきたれ	緑色旗を左右に動かす。ただし緑色旗がないときは、片腕を左右に動かしてこれにかえることができる。	緑色灯を左右に動かす。
合図者から去れ	緑色旗を上下に動かす。ただし緑色旗がないときは、片腕を上下に動かしてこれにかえることができる。	緑色灯を上下に動かす。
速度を節制せよ	上下または左右に動かして、上下または左右に動かして1回動かす。	上下または左右に動かして、上下または左右に動かして1回動かす。
僅少の進退をせよ	赤色旗をしばって片手に持ったまま、これを頭上に動かしてつづき「合図者の方へきたれ」または「合図者から去れ」の合図をする。	赤色灯を上下に動かしたのち「合図者の方へきたれ」または「合図者から去れ」の合図をする。
停止せよ	赤色旗を表示する。ただし赤色旗がないときは両腕を高く上げてこれにかえることができる。	赤色灯を表示する。

4 その他の合図

出発合図・気笛合図および入換合図以外の合図を使用するときは、各事業者はその方式をあらかじめ定めておいて、それを用いなければならない。

つぎに軌道の合図は軌道運転規則(昭29・4・30運輸省令第22号)により定められているものであるが、その種類は出発合図・入換合図・その他の合図等である。これらを使用する場合を示すと、

1 出発合図

車両を出発させるには、車掌の出発合図によらなければならないが、とくに車掌を省略することができる設備をした車両については、このかぎりでないとして定めてある。

2 入換合図

本線路を支障して車両の入換を行うときは、合図を行わなければならないと定めてある。

3 合図の方式

出発合図・入換合図・その他の合図は、その方式を各事業者が定めて用いられよこととなっている。→地方鉄道運転規則。軌道運転規則。軌道の信号。(小池照治)

ちほうてつどうきどうのうんてんそくど 地方鉄道・軌道の運転速度

1 地方鉄道の運転速度

地方鉄道の運転速度を制定し、またはこれを変更しようとするときは、地方鉄道法(大正8年法律第52号)第22条、地方鉄道法施行規則(大正8年閣令第10号)第40・41条の規定によって、その地方鉄道を所管する陸運局長の認可をうけなければならないことになっている。陸運局長はこの申請書を受けたならば、その地方鉄道の運転関係の諸設備、たとえば軌道の構造・保守・車両の機能・信号機の設備等と、運転取扱の良否等を総合検討し、その速度が旅客・貨物を輸送するのに安全であると認定をしたならば、これに認可を与えるのである。鋼索鉄道および索道も地方鉄道法の条項の適用をうけるので、運転速度の制定または変更の場合には上記の処分を受けなければならない。専用鉄道においては、専用鉄道規程(大正8年閣令第19号)第5条の規定により、運転信号および保安に関する規定を各事業者が定めて、所管陸運局長の認可を受けることになっており、その規定の中で、運転速度についても考慮して規定するので単独に認可をうけてはいない。